

監査結果に関する措置状況報告書

別紙 1

報 告 番 号：報告監 8 の第13号

監 査 の 対 象：令和 7 年度監査委員監査 公印管理に関する事務

所 管 所 属：水道局

通 知 日：令和 8 年 5 月 27 日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	公印管理に関する規程を適切に整備するよう是正を求めたもの 今回の監査において、実際の公印の印影と規程に定められた内容を比較したところ、次のとおりであった。 ・「総務部長印」、「工務部長印」、「水質試験所長印」及び「場長印（柴島浄水場・庭窪浄水場・豊野浄水場）」について、文字の配列が規程のひな型と異なっていた。 ・「納入通知書専用局長印」及び「水道料金等領収局長印」について、規程の書体と異なっていた。 ・「施設保全センター所長印」及び「水質試験所長印」について、現行の組織名称と異なっていた。 【指摘事項】 1. 水道局は、本指摘の対象となった公印について、規程のひな型等と公印の印影の相違を解消するよう、整備されたい。 2. 水道局は、本指摘の対象となった公印のうち、使用予定のない公印については廃止を検討し、廃止しない場合は規程と公印の印影が合致するよう整備されたい。	今回指摘を受けた公印を含め、保有する公印について、その必要性と形式を検討、整理し、次のとおり措置を講じた。 【1】令和 8 年 3 月 2 日付け「大阪市水道局公印、記章及び証票規程の一部を改正する規程」を公布し、規程のひな型等と公印の印影の相違を解消した。 【2】令和 8 年 3 月 2 日付け「大阪市水道局公印、記章及び証票規程の一部を改正する規程」を公布し、使用予定のない公印については廃止し、廃止しないものは規程と公印の印影を合致させた。 ○解消した相違等一覧 (公印を廃止したもの) ・総務部長印・工務部長印・東部水道センター所長印・西部水道センター所長印・南部水道センター所長印・北部水道センター所長印・柴島浄水場長印・庭窪浄水場長印・豊野浄水場長印・施設保全センター所長印・水質試験所長印・給与事務専用局長印・公共料金支払専用局長印・試験成績証明専用局長印 (規程上の書体を一致させたもの) ・納入通知書専用局長印・水道料金等領収局長印	措置済	令和 8 年 3 月 2 日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
4	公印廃止の手続について改善を求めたもの 今回の監査において、令和6年度以降に廃止された公印を確認したところ、「水道局長印（電子公印）」について、当該公印を取り扱うお客さまサービス課では、法務監査担当課長との公印廃止に係る協議を行い、承認を受けていたものの、局長の決裁を受けていなかった。 【指摘事項】 水道局は、公印廃止に係る意思決定が適切に実施されるよう、定められた手続を関係職員に周知し、運用されたい。	本事案の発生については、法務監査担当課長との協議後、別途局長決裁を行うという手続の複雑さも原因であったと考えられるため、令和8年3月2日付け「大阪市水道局公印、記章及び証票規程の一部を改正する規程」を公布し、従来、公印の新調・廃止については法務監査担当課長との協議の上、局長決裁をとる必要があったところ、規程改正により、公印の新調・廃止を行う場合は、法務監査担当課長合議の上、局長決裁を取るよう運用を変更し、総務課法務監査担当から関係職員に周知した。 指摘事項を受け、お客さまサービス課（当該公印管理課）において次のとおり対応を行った。 ・令和6年度に廃止した「水道局長印（電子公印）」についての廃止決裁を令和8年2月9日に行った。 ・総務課法務監査担当からの運用変更に係る令和8年3月2日付け「公印押印事務の見直しについて」の通知に基づき、担当者間で内容の確認を行った。（令和8年3月3日） ・上記通知に沿って公印の新調・廃止に係る留意事項を再整理し、公印台帳の副本にとじ（令和8年3月3日）、常に担当者が目に触れるようにして、正しく手続を行えるよう取り組んでいる。	措置済	令和8年3月3日